

第一回 參議院財政及び金融委員會會議錄第二十四号

付託事件

- 酒類配給公團法案(内閣提出)
- 物價引下運動促進に関する陳情(第九号)
- 製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)
- 織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)
- 少額貯金及び各種団体預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)
- インフレ防止に関する陳情(第七十一号)
- 會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 電氣税復活反対に関する請願(第四十三号)
- 低物價政策上官営事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)
- 連合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二十一号)
- 賠償税の新設に関する請願(第一百十八号)
- 中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第三十八号)
- 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四十号)
- 中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二十三号)
- 會計検査人法制定に関する請願(第二百二二号)
- 貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 失業保險特別會計法案(内閣送付)
- 非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)

○政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)

○政府職員に對する一時手当の支給に関する法律案(内閣送付)

○自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とするに關する陳情(第三百八十一号)

○庶民銀行設立促進に關する陳情(第三百九十一号)

○通貨発行審議會法案(内閣送付)

○經濟力集中排除法案(内閣送付)

○物品税免稅点の引上げ等に關する請願(第三百二十八号)

○今次日立鉾山地区の水害復旧特別融資等に關する陳情(第四百十二号)

○金屬鉾山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税の課税外とするに關する陳情(第四百十八号)

○企業整備に關する陳情(第四百十九号)

○自給製塩制度存続に關する陳情(第四百二十九号)

昭和二十二年十月十五日(水曜日)午後一時五十七分開會

本日の會議に付した事件

○通貨発行審議會法案

○委員長(黒田英雄君) それではこれから委員會を開會いたします。本日は政府職員に對する一時手当の法案を御審議願うつもりでありましたが、大蔵

大臣が今日はどうしても差支えで出られないようであります。これは本日はあとに廻しまして、通貨発行審議會法案につきまして御審議をお願いしたいと思います。先ず政府委員より提案の理由の説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(佐多忠隆君) 通貨発行審議會法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

申すまでもなく通貨の過度の増発は、物價の騰貴、延いては生産活動及び國民生活の實體に極めて重大な影響を及ぼすものでありますから、通貨政策といたしましてはこの点は最も慎重でなければならぬと存じます。通貨の増発を抑制するためには、政府といたしましては放出された通貨吸收の一方策として、目下展開されております貯蓄増強運動の成果に多大の期待を懸けておりますことは勿論であります。財政資金及び産業資金の放出面におきましても、これを可及的に抑制することが肝要であると存じます。そのため財政につきましてはその健全化、收支の均衡に極力努力いたしております。又事業資金につきましては通貨の増発を抑制しつつ、尙重要産業には極力資金を供給する趣旨から、融資規制の実施によりまして、金融機關の運用資金は原則として市中より吸收した蓄積資金の範囲に限定し、日本銀行よりの借入依存の傾向を排すると共に、不急産業に對する資金の貸付けは極力これを抑制し、重要産業資金の供給を重点的に行なつてゐるのであります。

かくのごとく通貨の過度の膨脹を抑

止するためには、財政金融政策をこれに即應せしめることは当然であります。が、他面通貨の發行自体についてもその規制を図り、その發行量を我が國現在の經濟的諸情勢に適合したものとらしめる必要があるものであります。両相俟つて適切な施策を講じ、以て現下のインフレーションの昂進を阻止し經濟再建を速やかならしめたいと考えております。

これがため政府においては、さきに昭和二十二年法律第四十六号を以て日本銀行法の一部を改正する等の法律を制定し、通貨発行審議會をして通貨の發行限度等通貨量の適正な規制に參與せしめることとしたのであります。が、今般同審議會の組織権限に關し規定を設けるために、通貨発行審議會法案を提案することと相成つたのであります。尙從來は通貨発行審議會その他これに類似する委員會等の官制は勅令又は政令を以て定められていたものであります。が、新憲法の下におきましては、特にその官制を法律によつて定める必要があると認められますので、ここに法律案として通貨発行審議會法案を提案いたしました次第であります。

以下本法案についてその内容の主な点を簡単に説明いたします。

先ず第一に、通貨発行審議會は、日本銀行法の規定によつてその権限に属させた事項、即ち日本銀行の發行限度の決定、三十日を超える日本銀行の發行の決定、限外發行の日本銀行の發行の決定、限外發行の日本銀行の發行の決定の最低割合の決定、及び日本銀行券發行保証物件の充當限度の決

定につき議決を行うのであります。が、これらはすべて廣く全般的な經濟情勢に照し、又汎く各界の声を聞くことによつて、財政金融經濟を通ずる最も総合的な見地よりなす必要があり、更に又財政金融經濟の極めて、重要な問題と考えられますので、内閣總理大臣の所轄に屬せしめたのであります。

第二に、通貨量を適正に規制するには、これと並んで現在通貨増発の原因をなしている財政金融經濟に關する諸施策を検討する必要があると考えられますので、特に通貨金融政策の根本に關する事項については、これを審議の上内閣總理大臣に建議することができるといたしました。

第三に、通貨発行審議會の組織であります。この点については只今申し上げましたように、通貨の規制を最も総合的な見地より行ふ必要があり、又事柄が極めて重要でありますので、内閣總理大臣を會長といたし、金融界を代表する者四人産業界を代表する者三人その他の學識経験者三人、都合十人の民間人を委員に選定して、内閣總理大臣がこれを命じ、更に職務上の當然の委員といたしまして大蔵大臣、經濟安定本部總務長官たる國務大臣、日本銀行總裁の三人を加へまして、民間政府發券銀行當局を通ずる十三人の委員によつて組織することといたしました。

尙民間委員の選定に當りましては特定の地域における利益の代表に偏しないように特にこれを法文に明記いたしましたし、又その任期は二年として半数ずつ交替させる趣旨で、法律施行後最

初に任命される委員に限りまして、その半数については任期を一年といたしたのでございます。

以上申述べましたように、只今上程されました通貨発行審議会法案は、現在の金融情勢の推移に鑑みまして、日本銀行券発行の適正を期するために必要なものでありますので、何卒御審議の上速かに御協賛あらんことを切望いたします次第でございます。

○委員長(黒田英雄君) それでは御質疑に入ります前に、もう少し詳しくこの説明をして貰つたらどうかと思つてあります。尙現在の金融状況につきましてもお話を願つたらどうかと思つてあります。さうにいたしたいと思つてあります。

○政府委員(佐多忠隆君) 先ず簡単に最近の通貨金融の状況をあらまし御説明いたします。

昨年三月に実施いたしました金融緊急措置令によりまして、その頃六百億円でありましたが日本銀行券の発行高が一時は六百十億に減退したのでありますが、その後いろいろな事情から、各月更に増加して参りまして、昨年度末即ち本年の三月末であります、千五百七十七億ということになりました。今年度に入りまして四月から増加の傾向は引続きありまして、九日末現在では千五百六十四億ということになっております。通貨発行の足取を見ますと、昨年度中は月平均大体八十億程度というところになっておりましたが、今年度に入りましてからは四月に六十億、五月に七十二億、六月に六十六億、七月に七十四億、八月に六十九億、九月に五十七億と、各月概ね一定の増加をして参つたのでございます。その結果本年度上半期即ち四月

から九月までの間には四百七億の通貨増になつております。月に平均いたしますと、六十八億ということになつているのでございますがこれを昨年度に比較いたしますと、二十一年度上半期は四百五十六億、従いまして増加の額が約五十億だけは去年と比較して減少しているということになります。月平均いたしまして、昨年は七十六億ということになつておりました、それに較べて今年は六十八億若干少くなつていゝことが認められるのであります。尚絶対量としましては、相当大きな増加を来しつつあるというのが現在の状態でございます。

こういう程度の増発は一体どういう原因によつて出たかということが、問題でございますがこれを概括的に申しますと資金の需要の側をなしますところの財政資金、並びに産業資金、両方とこの預貯金の増加よりも多かつたというところに原因があると思つてござい

ます。即ち第一に財政収支の方で赤が出たということだと思つてございしますが、一般会計につきましては、御承知のように本年度の予算において収支をバランスするということになりまして、年度を通じてはそんなに赤が出ない筈でございますがただ歳出については大体各期を通じて平均して出るのでございますが、歳入の方は年度初めにおいて比較的に少く、年度末に片寄つていゝというふうな関係がございしますので、そういう点で一般会計においても若干の赤が出ておるといふことでございます。それから特別会計につきましては、独立採算制をとる建前ではございすけれども、尙鉄道、通信等には損益勘定にしておいて赤字がございすし、その外施設の復旧建設のための工事に相当な支出が行われておりますので、工事勘定の方においても赤が出ておりますのみならず、貿易資金の特別会計なり、或いは食糧管理の特別会計等におきましても、貿易の価格差その他の関係で相当の収入不足がございまして、これに更に地方財政の赤字を入れますと財政資金全体において相当の支出超過が行われていゝことであると思つてあります。

産業資金の方について申しますと、先般来融資規制を行つて参つたのであります。それが尙且つ石炭、肥料などの重要産業を初めとして、生産を維持し拡大して行くためには、どうして相当巨額の資金が必要でございまして、今回の価格改訂によりまして、従来のような赤字資金は一應原則的には消滅したのであります。価格引上げによる運轉資金の増大とか、最近におきましては公園の運営の活潑化によりまして、資金の一時的重復等の関係もございまして状況は段々改善されつつあると思つては、未だ所要資金が減少するまでには参りませんし特に復興金融庫を通じて巨額の融資が行われておるにも拘らず、復興金融庫債券の中には大部分が日本銀行の資金に依存してゐるという状況でございす。一方にそういうふうな資金の需要が相当多額に上ります反面におきまして、貯蓄の状況が非常に好成績であつてこれで資金の需要を全部賄ふということになれば問題は無いのであります。最近におきましては相当貯蓄の状況はよいのでございすけれども、全体として更に需要資金全部をカバーする額に達してはおりません。

即ち貯蓄の状況について考えて見ますと、去年の秋以来救国貯蓄運動が展開されまして、これによつて自由預金増加は昨年の九月頃から段々多くなつて参つたのでございす。各月七十億を越すぐらゐになります。最近の実績では四月が六十二億、五月が九十九億、六月が百二十二億、七月が百二十億、八月が百四十一億、九月が百三十二億といふことになりまして、当初月額百億を目標にしておつたのでございす。この目標を突破する好成績でございす。他方におきまして封鎖預金の減少は各月とも相変わらず減少を続けておりました。四月は財産税の関係等もありまして、九十八億、五月が六十二億、六月が三十二億、七月が五十六億、八月が四十二億、九月が四十一億といふので減少いたしました。この自由預金の増加と封鎖預金の減少とを相互合計しその結果でございましたところの純資金の増加が、先に申しましたように財政資金と産業資金との需要資金全体を賄うには不足して、それだけが日本銀行券の増発となつたという関係でございす。

これを上半期の数字についてもう少し申上げますと、今の資金需給綜合実績の問題でございす。財政資金といたしまして需要されたものが、今年度上半期、即ち四月から九月の間に二百九十五億といふことになつております。これはその中の二百九十三億が國庫財政の問題でございす。二億が地方財政でございす。それから産業資金融資増加額は上半期六ヶ月で五百二億といふことになつております。この中一般金融機関からは二百七十九億、復興金融庫から二百二十

三億出たおるといふ勘定になります。財政資金と産業資金両者の合計で資金需要の総額を見ますと、七百九十七億といふことに相成つております。それに対して資金供給の面でございますが、一般自由預金の増加が六ヶ月の間に六百七十五億、第一封鎖預金の減少が三百二十六億といふことになりまして、両方を合計しまして計三百四十九億といふことに相成るのでございす。それで先申上げました資金需要としては七百九十七億あつたのに対して、資金供給の面は三百四十九億といふことになつておりますので、ここに資金不足として四百四十八億が出て参つたのでございす。この資金不足の殆んど全部が通貨増発というふうな形になつた結果になつておりました。先申しましたように、大体六ヶ月間の通貨増発に四百六億といふことに相成つたわけでございます。

先程通貨増発の金額を各月別に申上げたのでございす。そのときお分りのように、大体最近特に九月において通貨増発の傾向が鈍つて来ておるといふ事情が見られるのでございす。これは第一には政府資金の撤布が従来より若干増加してゐるのに対して産業資金の貸出しが予想外に少いといふこと、それから自由預金の増加が先申しましたように相当好成績であるといふことが言えるのであります。のみならず、全体的に見ましては、生産は必ずしもそんなに上昇してゐるとは申せませんが、聯合軍需局の厚意によりまして、食糧の大量な放出があり、又は通貨の増発が鈍つたこと等によりまして、流通秩序確立の施策の効果もあつた。或いは闇取引、闇価格が、相当

抑えられておるといふような点も考えられるのじやないかと思ふのでござい
ます。

これらの減少の中で特に顯著なことは、金融機関の融資が非常に引締められておるといふことであると思ふので
す。これは第一には先申しましたよう
に、融資規制をやりまして、不急不要
なる部分には資金の貸出しを抑えてお
りますので、この政策が効果を挙げて
来つたところがあることが一つ。それ
から最近公團資金の需要が非常に大き
なつて参りまして、復興金融庫から
この貸出しを行つておるのでござい
ますが、金融機関からはこの面の貸出
しがなくつて来た、のみならず反対に
融資の回収が行われまして、それらが
市中金融機関の方に預金となつてお
るというやうな事情もございまして、それ
から價格改訂によりまして、赤字融資
が相当減少したこと等によると思ひま
すが、更に大きな原因は最近の經濟力
集中排除關係、その他企業再建整備法
の結果による整備計画等々の問題で
行先き氣迷ひ状態があるというので、或
いは閉鎖關係の問題があるという
ので、そういうことによつて融資が手
控えられておる面も少なくないという
やうなことがございまして、それら
いろいろな事情が重なり合ひまして最近
通貨の増発の傾向が鈍つたといふこと
が言えるのじやないかと思ひます。

ただこの通貨増発の傾向は、大体九
月中には鈍つていたと見られますが、
更に九月の末から、特に九月の下旬か
ら若干増加に轉換しまして、その勢
いは十月も引續いておられますし、十日
までの間に相当増加いたしております
ので、すでに昨今では千六百億台を越
しつあるというやうな状況でございま
す。

以上簡單であります、金融情勢を
御説明申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) 昨日御要求の
資料は大体できておるやうでありま
す。お手許には明日までには配布でき
るやうであります、この場合御質問
がございしますればお願いしたいと思
ひます。

○松嶋喜作君 昭和二十二年法律第四
十六号日本銀行法の一部を改正する等
の法律に伴つて今度は何ができて来た
のでございしますか、この昭和二十二年
法律第四十六号をちよつとお読み願
えませんか。

○委員長(黒田英雄君) それでは銀行
課長に説明員として説明をして頂くこ
とに御異議ございしませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。

○説明員(西原直康君) 只今お尋ねが
ございました日本銀行法の一部を改正
する等の法律案を一應読み上げます。
日本銀行法の一部を次のように改
正する。

第十六條中「勅裁ヲ經テ政府」を
「内閣ニ於テ」に改める。

第三十條第一項中「主務大臣ハ」
の下に「通貨發行審議會ノ議決ニ基
キ閣議ヲ經テ」を加える。

これが只今お尋ねの「通貨發行審議
會ノ議決ニ基キ閣議ヲ經テ」という関
係から、通貨發行審議會を置くことに
ついて必要になるという意味の條文が
出て来たわけでありまして、第三十條
と申しますのは、御承知のことと存じ
ますけれども、「第三十條主務大臣ハ
前條第一項ノ銀行券ノ發行限度ヲ定ム
ベシ」というのが元の規定でございま

す。従ひまして、この關係で直しまし
た條文といたしましては、「主務大臣ハ
通貨發行審議會ノ議決ニ基キ閣議ヲ經
テ前條第一項ノ發行限度を定ム」と
いうことに相成るわけでございます。

その次の條文から改正になりました
のは第三十一條、これは全部が改正に
なつております。読み上げますと「日本
銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前條第
一項ノ發行限度ヲ超エテ銀行券ヲ發行
スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ其ノ發
行ヲ繼續セントストキハ主務大臣ノ
認可ヲ受クベシ日本銀行前項ノ規定ニ
依リ三十日ヲ超エテ前條第一項ノ發行
限度ヲ超ユル銀行券ノ發行ヲ繼續セン
トスル場合ニ於テ主務大臣前項但書ノ
認可ヲ爲スニハ通貨發行審議會ノ議決
ニ基キコトヲ要ス」これが全部改正に
相成つております。

この後は第三十一條の二という新し
い條文が入つておまして、「日本銀
行ハ十五日ヲ超エテ發行限度ヲ超ユル
銀行券ノ發行ヲ繼續シタル場合ニ於テ
ハ十六日以後ノ發行限度ヲ超ユル銀行
券ノ發行高ニ對シ其ノ日數ニ應ジ主務
大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行税ヲ納ム
ベシ但シ其ノ割合ハ通貨發行審議會ノ
議決ヲ經テ主務大臣ノ定ムル割合ヲ下
ルコトヲ得ズ」この三十一條の二で限外
發行の場合における發行税を規定いた
したわけでありまして。

その次は第三十二條の現在の條文に
一項を加へまして、「主務大臣ハ通貨
發行審議會ノ議決ニ基キ第二項第一號
乃至第四號及第四項に掲グルモノニ付
各別ニ保證ニ充ツルコトヲ得ル金額ノ
限度ヲ定ムベシ」をうしてこれにより
まして、補償準備金額の限度を定める
ことに相成つたわけでありまして。

その次は第四章に次の一條を加へる

三十六條の二というのを新らしく設け
られたのでございします。これが只今御
質問の点に關することと存じますが、
「通貨發行審議會ニ關スル規程ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム」ということに相成つ
ておるわけでありまして。この点で先程
御説明がありましたように、通貨發行
審議會は当初勅令を以て定めることに
予定されてたわけでありまして、新
憲法の公布されましたあとといたしま
して、法律を以て定める方がよいとい
うことに相成つた次第であります。

向日本銀行の只今の改正はまだ次の
第三項といたしまして、そこに第三項
を次のように改めることになつており
ます。「日本銀行は剩餘金中ヨリ拂込
出資金額ニ對シ配當ヲ爲サントスト
キハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ其
ノ配當ハ年五分ノ割合ヲ超ユルコトヲ
得ズ」、かういふやうな規定もこの前
の法律のときに定められておるわけ
であります。まだ若干ございしますが、直
接關係ないと思ひますから、これで終
ります。

○松嶋喜作君 それではこの通貨發行
審議會を法律の議を経て置くというこ
とは、この非常に膨脹する通貨つまり
インフレーション対策の一環を狙つて
慎重に通貨の限度を決める。かうい
ふやうな狙ひであると解してよろしいの
でしようか。

○政府委員(佐多忠隆君) その通りで
あります。從來は主務大臣が單独に銀
行券の發行限度を定め、その他のこと
をなしてたのでありますから、それ
らを慎重にいたすために通貨發行審議
會を設けて、その議決に基いてそうい
ふものを決めて行くという考えでござ
います。

○松嶋喜作君 それではこの通貨發行
審議會の構成員といふものが非常に重
大な役割をなすと思ひます。先程もお
話にありましたように、通貨の膨脹と
いうことは、産業と財政の二つであり
ますが主として現在の通貨膨脹は財政
支出の膨脹にあるように思ひます。御
説明のように……。そうしますと、財
政の膨脹といふものは政府の意圖する
ところでありまして、従つて政府が事
業をなし、赤字の公債を発行するとい
うところに基因するのであります。そ
それを批評し、阻止する委員会として
は構成員が非常に政府に対してプレ
ッシャーをかける、政府に対して厳格な批判
をするという役割を演ずることが肝要
だと思ふのですが、併しその構成員は
総理大臣、大藏大臣、安本長官、日銀総
裁、それから學識経験者と申しまして
も、私は純正なる立場に立つものとし
てはいつも力が弱い。銀行の出身もあ
ります、それも金庫等については半
ば政府の任命によつておる。一言にし
て申しますれば、審議委員会の委員
なるものは概ね政府の思のかつた人
が多い。かういふ委員会の構成では所
期の目的は達し得られない。私はかう
いふ委員会ができて大きな國家財政の
波といふものは防ぎ切れない。審議會
で慎重を期するといひましても、その
構成員については余りに政府色が強
過ぎるのじやないか、なぜ國會議員を
入れないか、少くとも下院は別として
參議院議員をこの審議委員会に入れ
ないかという不審があるのであります。

○政府委員(佐多忠隆君) 今のお尋ね
にお答えいたします。第一点のなぜ議
員をこの審議會に加へないかというお
尋ねであります、これは御承知の通

り通貨発行審議會は政府の一つの機関でありまして、言わば行政機関の補助的なものになると思ひますので、そういう意味におきまして、行政機関的な性格を持つておる審議會なり委員會に、國會の議員を委員になつて頂くという事は不適当である。飽くまで行政と立法は別にして置きたい。殊に政府の機関でありまして、總理大臣の所轄に屬し、總理大臣の監督に屬することになりましてから、立法者が行政機関の長の監督を受けるという事は不適当と思ひますので、そういう意味で國會議員の方々の御参加は願わないことにして、國會による審議會は別途國會において、特にこういう委員會等において十分御審議願いたいという意味で國會議員をこの委員の構成員にいたしておりません。

第二点の民間代表の委員を選ぶ場合の考え方でございますが、これは先程申しましたように、成程政府の機関ではありませんが、非常に独自の見解を持つた機関と考えておりまして、委員といたしまして、先程申し上げましたように、金融界から四名、産業界から三人、学識経験者三人、合計十人、これだけを民間の豊富な学識経験を持つた練達堪能の士を以てこれに當てるという事にいたしました。政府の委員は大藏大臣と安本長官、それから別に日本銀行總裁という事になつておりまして、むしろ数から申しますと、民間委員の方が遙かに多数でございます。従つてそういう方々が政府の意向とは完全に独立に、自由闊達な氣持でいろいろ御審議を願ひ、特に通貨発行に對しての議決をお願いしたいというのがこの委員會の狙ひでございます。

○松嶋專作君 國會議員の方はそれで

分りましたが、ここに日銀總裁が審議會に加つておる。これは重大な役割を演ずるものかと思ひます。ところが、この日本銀行法なるものは、確か昭和十七年であります。非常な改正をやりまして、そして戦争目的に關するに國家目的の達成のために大藏大臣日銀はいかなることでもできるような法文になつておると記憶しております。然らばその末である委員會を構成して非常に通貨の膨張面を厳正に規正するといふようなお建前は誠に結構であります。ところが、もつと遡つて戦時中の總動員法実行にも匹敵すべき非常に強力な日本銀行法、一條二條三條で大藏大臣の命令があればいかなることでも金融面においてもできるというやうな、こういう大きな改正をなぜ狙われぬか、私は不思議に思ふのであります。

それはどういふのでありましょうか。○政府委員（佐多忠隆君） お尋ねの点でございますが、日本銀行法は御承知のように昭和十七年にできたのでございまして、當時は申すまでもなく戦争中でございます。その戦時中にできた立法に對しましては、この間の議會でいろいろ審議をお願いしまして、特に差当り必要な問題については、先程申し上げましたやうな改正法を御審議願つて決定して頂いたわけでございまして、そのときの考え方、特に主務大臣が單獨にできることにいたしてあります。ことに、それでは余りに單獨な趣意に走り過ぎる嫌ひもなきにしまあらずと思われまして、國會の御意見或いは各方面の輿論を取入れまして今申上げましたやうな通貨発行審議會を設け、この議決に基いて重要な点は決めるというやうにいたしましたわけでございまして、尙御指摘のように、或い

は第一條において國家經濟協力力の適切な發揮を図り、或いは國家目的の達成を使命として運営せられるとかいふやうな文句がございまして、これらの点は、大體中央銀行としての使命を一應覆つたつもりでございまして、それ以上は特別に戰時的な任務なり何なりを規定してあるといふふうには考えていないのであります。更に御指摘のやうに、或る程度日本銀行制度自体について、或る程度論議し探究するべき問題も多々あると思ひますが、これは只今一般金融機関の再建整備が行われつつある状態でございます。その考え方の場合にも一應再建整備法から日本銀行を除きまして、一般の金融機関において、再建整備がなされた後において日本銀行の問題は制度的な問題として考へたい。そのときに同時に日本銀行法の根本的な改革の問題も考へられるであらう。従ひまして時期的に見ても少しあとの問題にいたしたいという意味で一應このまゝにしてある次第でございます。

○松嶋專作君 全然前の質問と趣旨が異なるのであります。この通貨審議委員會が設置されて段々貿易再開という問題が起つて來て、外國貿易、従ひましてこの通貨の安定、爲替相場との操作とかいふことも必要になつて來るのですが、いずれの國でも皆ブレトン・ウッズ協定に参加して、この國際的の通貨協定に参加するといふことを戰戰國でも目的として、イタリーの「ごときはもうすでに入つたやうに聞いておりますが、こゝういふ國際通貨の安定というやうなことの狙ひについての何か關係は少しもありませんか。御用意はあるのかないのか、その点……。

○政府委員（佐多忠隆君） お答えいた

します。國際通貨との關聯における通貨安定の諸方策につきましては、爲替の問題、外貨の問題等々關聯いたしましていろいろ審議はいたしておりますが、今直接に直ぐさういふ問題に對してどういふ態度を取り、どういふ方策で參加して行くといふことは直接的には未だ具體的に策を立てておりません。たださういふふうには國際的な通貨安定に參加します第一條件は、何と申しましても國內通貨の安定、従つて國內經濟の安定にあると思ひますので、専らその点の施策を急ぎまして、先ず國內經濟を安定せしめ、通貨を安定せしめ、それに目度が付いて、更に世界的な情勢を睨み合して、國際經濟への參加を急ぐといふやうな方向に持つて行きたいというのが現在の考え方でございます。

○松嶋專作君 最後にこの民間の委員の選定が非常に重要な意義があると思ひますから、この御選任については十分な考慮を拂われないといふ希望を附して質問を致します。○委員長（黒田英雄君） 本日はこの程度にいたしまして、次会に更に質疑を續行するやうにいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。御異議ないものと認めまして本日はこれにて散會いたします。午後二時四十八分散會 出席者は左の通り。

委員長	黒田 英雄君	西川 基五郎君
理事	波多野 鼎君	松嶋 喜作君
	伊藤 保平君	山田 佐一君
		木内 四郎君
委員	下條 恭兵君	星 一君
	木村福八郎君	石川 準吉君
	森下 政一君	小林米三郎君
		高瀬莊太郎君
		渡邊 甚吉君
		中西 功君
		政府委員
		總理廳事務官（經濟安定本部財政金融局長）
		佐多 忠隆君
		説明員
		大藏事務官（銀行局銀行課長）
		西原 直廉君